

環境省 **建廃処理指針を改訂**
ふるい下残さなど厳格に

廃棄物処理法の改正を受けて、環境省は「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」を取りまとめた。

その中で、①排出から処分までの間に安定

ものの②廃棄物となる際に安定型産業廃棄物とそれ以外のものからなる複合材が廃棄物となったもの（例えば木片や木材繊維を含むセメント板、紙粉を圧縮した後、セメントで固めたもの）③建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別した際に生じた残さ（いわゆる「ふるい下残さ」）、は安定型産業廃棄物として取り扱うことはできないと明記された。

また、建設混合廃棄物について、安定型産業廃棄物を選別して熱しやく減量を5%以下にすると安定型産業廃棄物として取り扱えるが、「安定型産業廃棄物以外の廃棄物が5%まで含まれてもよいということではないことに留意する」という文言が追加された。

型産業廃棄物（安定型処分場で埋立処分できる産業廃棄物）以外のものと接触または混在したことなどによりこれらが付着または混入しているおそれがある